

令和7年度福島県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業（障がい児施設等）補助金 交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的として、障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱（令和7年12月26日付けこ支障第447号こども家庭庁支援局長通知）（以下「実施要綱」という。）及び福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）並びにこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助事業者）

第2条 この補助金の補助対象者は、実施要綱6に規定する「補助金の要件」を満たす福島県内に所在する障害児通所支援事業所又は障害児入所施設（以下「事業所」という。）を運営する法人等とする。

（補助の対象及び補助額）

第3条 補助金は、実施要綱に規定する事業（以下「事業」という。）を行う場合に必要な経費のうち、別表に定める額について、補助事業者に対して補助するものとし、その額は、別表に定める補助上限額を上限に、予算の範囲内において知事が定める額とする。

（申請書の様式等）

第4条 規則第4条第1項の申請書は、福島県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業（障がい児施設等）補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その申請期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- （1）障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業計画書 総括表（実施要綱別紙様式2-1）
- （2）障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業計画書 個表（実施要綱別紙様式2-2）

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第5条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第6条 知事は交付の決定をする場合において、次の条件を付すものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合は、知事の承認を受けなければならない。

(2) 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

ア 実施要綱8(4)に定める事項以外のもの

イ 補助対象経費の減額

ウ 補助対象経費の費目間の流用

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(変更の承認)

第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業(障がい児施設等)補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。なお、必要に応じて実施要綱別紙様式2-1及び2-2を添付しなければならない。

2 実施要綱8(4)に定める変更の届出については、前項に定める第2号様式を用いて届出を行うものとし、実施要綱に定める変更届出書(別紙様式4)の提出は不要とする。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付)

第9条 知事はこの要綱に定める補助金については、第1号様式により、原則概算払いの方法により補助事業者に対し直接交付する。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業(障がい児施設等)補助金実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに行わなければならない。

なお、補助事業者は当該実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(1) 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実績報告書(実施要綱別紙様式3-1)

(2) 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実績報告書(事業所別個表)(実施要綱別紙様式3-2)

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第5条第2項の

規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額を、福島県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業（障がい児施設等）仕入れに係る消費税相当額報告書（第4号様式）により速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（会計帳簿の整備等）

第12条 補助事業者は、交付金の収支状況を明らかにした会計帳簿その他の証拠書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和8年3月4日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表

種目	補助基準額	対象経費	補助率	補助上限額
障害福祉 従事者処 遇改善緊 急支援事 業	実施要綱5に定 める方法により 算出した額とす る。ただし、一月 当たりの障害児 通所支援等報酬 総額は、別紙様式 2-2で選択し た交付基準月の 障害福祉サービ ス等報酬総単位 数に1単位の単 価を乗じたもの とする。	障害福祉従事者 の賃金（基本給、 手当、賞与等（退 職手当を除く。） の改善を新規に 実施した経費と して、実施要綱7 に規定された経 費とする。 ただし、消費税法 （昭和63年法律 第108号）に規定 する消費税及び 地方税法（昭和25 年法律第226号） に規定する地方 消費税は補助事 業対象経費に含 めないものとし る。	10/10	実施要綱5に定 める方法に基づ き福島県国民健 康保険団体連合 会が算定した額。 ただし、障害児入 所施設について 措置費を支弁し ている補助事業 者に対しては、知 事が算定した額。